

## 地球温暖化対策計画（案）に対する意見

2016年4月13日

国際環境 NGO FoE Japan

### 【0】

意見の該当箇所： 全体

意見内容： パリ協定で合意された目的「今世紀末の世界の気温上昇を今世紀末に2°C未満、さらに1.5°C未満に抑える」ための明確な具体策とともに、福島原発事故の痛切な反省を踏まえて脱原発方針を明記し、大規模から分散型へ大胆なエネルギーシステム改革のビジョンを示すべきである。

### 【1】

意見の該当箇所： P.1 「はじめに」冒頭および全体

意見内容： パリ協定で合意された目的「今世紀末の世界の気温上昇を今世紀末に2°C未満、さらに1.5°C未満に抑える」ことを「はじめに」の冒頭にも記載すべき。

また全体の記述の中で、「2°C未満」だけでなく「1.5°C未満」についても言及すべき。

パリ協定内容の紹介（P. 85 行目）は「2°C目標」でなく「2°C未満目標」とすべき。

意見の理由： パリ協定では、気候変動被害の深刻さと対策の必要性が合意された。日本は先進国として、気温上昇抑制にコミットしていく責任がある。その実現に向けて具体的な対策を推進し、今後強化していくためにも、世界共通の政策目標として冒頭に明記すべき。

実際に途上国で気候変動による深刻な被害が起きていることから、2°C未満のみでは不十分である。1.5°C未満をできるかぎり併記するべきである。

### 【2】

意見の該当箇所： P.1 「はじめに」（地球温暖化の科学的知見）導入文末もしくは一連の内容紹介の後

意見内容： 下記を追加すべき。

「(IPCC 第5次評価) 同報告書の公表以降、より厳しい気温上昇、海面上昇や影響による人口移動などの知見が公表されている。また2018年に1.5°CシナリオについてIPCC特別報告書が予定されている。これ

らの新たな知見を本計画の各年の見直しを含め活用すべきである。」  
意見の理由： 2014年の第5次評価報告書より後の科学的知見の知見収集及び計画への活用はその内容の深刻さから見ても不可欠である。とりわけ2018年に出される1.5℃シナリオのIPCC特別報告書を国が同受け止め反映させるのかは同年のグローバルな評価とあわせ重要である。

### 【3】

意見の該当箇所： P.4、21～24行目

意見の内容： 「(なお、COP21決定により、別に提出がない限り、「日本の約束草案」がパリ協定上の貢献とみなされる。)」の表記だけでは不十分であり、2020年までに内容の強化を含め計画の条約事務局への再提出が必要なことを追記すべきである。

意見の理由： この表現は、パリでの合意内容に基づき法的には可能であるが、決定の趣旨は批准時の再提出のはずであり、まずそれが言及されるべき。また2018年のCOP24でのグローバルな包括評価を受けた国としての対応も重要であるため。

### 【4】

意見の該当箇所： P.6 第1章第1節 1. 中期目標(2030年度削減目標)の達成に向けた取組

意見内容： 日本の現在の中期目標「2013年度比26.0%減」は地球温暖化影響を止めるための先進国責任としてまったく不十分である。  
「なるべく早期に目標の上方修正に向けて検討を行う」とし、1990年比で少なくとも40～50%の削減目標とすべき。

意見の理由： 衡平性の原則に基づき、またIPCCの第5次評価報告の知見に鑑み先進国としての日本の責任を果たすべきである。

### 【5】

意見の該当箇所： P.7 第1章第2節 3. パリ協定への対応

意見内容： 「5年ごとに世界全体の進捗状況を把握する仕組み」の前に「2018年に始まり」を挿入

意見の理由： 2018年のCOP24でのグローバルな包括評価を受けた国としての対応も重要であるため。

### 【6】

意見の該当箇所： P.7 第1章第2節 3. パリ協定への対応

意見内容： 2020年までに内容の強化を含め計画の条約事務局への再提出が必要なことを明記すべきである。

意見の理由： 批准時の再提出について明確に言及されるべき。また2018年のCOP24でのグローバルな包括評価を受けた国としての対応も重要であるため。

## 【7】

意見の該当箇所： P.6 第1章第1節 2. 長期的な目標を見据えた戦略的取り組み

意見内容： 「長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とあるが、このままではあいまいで不十分である。「2050年までに1990年比で少なくとも80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とすべき。

意見の理由： 衡平性の原則に基づき、またIPCCの第5次評価報告の知見に鑑み先進国としての日本の責任を果たすべきである。負の影響が懸念される地球工学的手法や、今後の気候変動で左右されかつ土地利用面で食料安全保障に悪影響を及ぼす大規模吸収源への依存を避け、2℃未満目標を達成するには、世界的な脱炭素化を今世紀半ばまでに達成する必要に留意すべき。

## 【8】

意見の該当箇所： P.8 第1章第2節 6. 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視  
およびP.65 第4章第1節 1. 進捗管理方法

意見内容： 「第1章第2節 6.評価・見直しプロセス（PDCA）の重視」の内容は簡略にすぎ、重視しているとはとても思われない。エネルギー基本計画の見直しプロセス、国家適応計画など国の関連の他の政策プロセスへの言及と関連付け、今後の科学的知見の収集と国の政策への反映、とりわけ2018年のIPCC特別報告やCOP24で評価される国際対策レベルの包括的「対話」などを盛り込んだ戦略的な評価・見直しプロセスとして記載すべきである。

なお長期的な温室効果ガス低排出発展戦略に触れているのはP.8の一箇所のみ（3～11行目）である。検討するとある、わが国の長期目標達成のための政策的裏付けのためには温室効果ガス低排出発展戦略を「引き続き検討」だけでなく明確に「2020年までのできる限り早期に定める」ことを明記すべきである。

「第4章第1節 1. 進捗管理方法」はより詳細な記述だがすべて緩和

についての記載であり、気候変動の影響の科学的知見収集、国への影響評価や適応計画の見直しが組み込まれるべきである。

意見の理由： 意見内容にあわせて記述。

## 【9】

意見の該当箇所： P.17～43 第3章第2節 1. (1) 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

意見内容： 産業部門、エネルギー転換部門の対策についても、削減目標を明記し、目標の上方修正を求めていくべき。

意見の理由： 業務部門、家庭部門の対策については「2030年までに4割削減する必要がある」と目標数値が記載されているが、産業部門、エネルギー転換部門の対策については目標数字がなく、自主的な実施、計画に任せている印象が強い。実際にメディアでは、業務部門、家庭部門の4割削減目標や国民運動が目立つ形で報道されている。温室効果ガス削減が国際的にも急務であるなか、産業部門とエネルギー転換部門の占める割合は大きい、現状では石炭火力発電の新增設など、目標達成と逆行する方向性が顕著である。自主的目標に任せているだけでは、達成が不透明であり、目標の上方修正は難しい。

## 【10】

意見の該当箇所： P.35 第3章第2節 1. (1) ①「エネルギー起源二酸化炭素」  
E. エネルギー転換部門の取り組み (b) 再生可能エネルギーの最大限の導入

意見内容： 「国民負担の抑制」という文言は削除し、再生可能エネルギーの導入目標を2030年に40～50%以上として「最大限導入」を具体化すべき。

意見の理由： 再生可能エネルギーの賦課金について「国民負担」との表現は用いるべきではない。再生可能エネルギーが拡大すれば将来的には燃料費が削減されることや、環境負荷などの外部コストを総合して考える必要がある。一般家庭への負担軽減については、大企業の減免の見直しなどの政策によって見直すべき。

現状では「最大限導入」の道筋はまったく描かれていない。2030年のエネルギーミックスの導入目標は22～24%だが、環境省の「平成26年度2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討委託業務報告書」でも、高位の対策により2030年に再生可能エネルギーの割合を35%相当（電力）にすることが可能である。省エネルギーによる総量削減で、さらに割合を上げることができる。

加えて、再生可能エネルギーの熱利用の推進により、2030年には1次エネルギーの3割以上を再生可能エネルギーでまかなう目標を示すべき。

#### 【11】

意見の該当箇所： P.37 第3章第2節 1. (1) ①「エネルギー起源二酸化炭素」  
E. エネルギー転換部門の取り組み (c) 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

意見内容： 排出原単位だけでなく、総量の削減も目標とすべき。

意見の理由： 「電力業界の低炭素化の取組」では、排出原単位削減が定められているが、総量については触れられていない。新電力含め電力業界は、電力自由化による競争環境を見据えて、石炭火力発電の新增設を進めている。（気候ネットワークによれば、2016年4月現在47基、2250万kW分の石炭火力発電の新增設計画がある。）5～10年に稼働開始予定のものも多く、温室効果ガス削減とその強化という国際的な目標とも矛盾するものである。

石炭火力発電の二酸化炭素排出係数は高効率のもので0.7kg-CO<sub>2</sub>/kWh以上であり、2030年度の自主目標0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhを大きく上回る。原単位削減の自主目標ではまったく不十分であり、より厳しいコントロールと総量削減目標が必要である。

#### 【12】

意見の該当箇所： P.24 第3章第2節 1. (1) ①「エネルギー起源二酸化炭素」

意見内容： 「安全性が確認された原子力発電の活用」とあるが、原子力発電は温室効果ガス削減の手段とすべきではない。また原子力規制委員会も「安全性を確認」しているものではないため、この表現は不適切であり、削除すべきである。

意見の理由： そもそも、原子力規制委員会は、原子力発電の安全性を確認しているのではなく、新規性基準に適合するための対策について確認しているため、「安全性が確認された原子力発電」との表現は不適切であり削除すべきである。

そもそも原子力発電は、「運転時にCO<sub>2</sub>を出さない」としても、事故のリスクと万一の事故時の損失損害が計り知れず、温室効果ガス削減対策として用いるべきではない。また、温室効果ガス削減に役立つといっても、現実には石炭火力発電の新增設に対して「非化石電源活用」として表裏一体で利用されようとしており、けして「クリーンな」電源とはい

えない。また原発が一基も稼働していなかった 2014 年度の温室効果ガス排出量（速報値、13 億 6500 万トン）は、原発が一部稼働していた 2012 年（13 億 9100 万トン）、2013 年（14 億 800 万トン）よりも減っている。石炭火力発電から省エネルギー、再生可能エネルギーへのシフトでこそ温暖化対策を進めるべきであり、原発を使う必要性はない。

### 【13】

意見の該当箇所： P.52 (e) 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）、  
及び P.62 2.我が国の貢献による海外における削減

意見内容： P.52 「JCM については、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする」とあるが、カウントできるかどうかはパリ決定で合意されておらず今後の国際交渉次第である。従って「...日本として獲得した排出削減・吸収量を他の環境社会的影響配慮しつつ適切に報告する」に留めるべき。

P.62 「2.我が国の貢献による海外における削減」

限界削減コストの高い先進国が国内での削減と改革を主導する責任がある一方、途上国での削減に貢献するという手法は、世界全体として費用効率的に排出削減を行うことを可能とするため、積極的に支援していくべきである。

意見の理由： 途上国の緩和・適応施策に日本が貢献することは、日本の貢献とカウントするしないを別としても重要なことである。その一方で今後とも JCM や他の国際市場メカニズムを国の計画達成量に組み込むことは国内削減のインセンティブを弱めるため避けるべきである。また JCM 事業における排出削減・吸収量以外の環境社会面のセーフガードが明確ではない。人権侵害や土地収奪が増加している海外での REDD プラスや大規模植林事業、累積排出量の観点で 2℃未満目標と整合性のない石炭火力新設、福島事故の収束もままならない原子力発電を輸出し削減をカウントするなどは無責任極まりない。JCM が削減量の視点のみでこれらの事業を推進することは相手国及び国内市民社会から強い非難を受けることになる。